

児童福祉法第 21 条の 6 に規定する障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置に関する  
静岡市児童福祉法施行細則第 33 条第 2 項に規定する費用に係る徴収基準等の一部改正案に  
関する意見応募用紙

次の徴収基準の一部改正案について、あなたのご意見をお聴かせください。

- (1) 児童福祉法第 21 条の 6 に規定する障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置に関する静岡市児童福祉法施行細則第 33 条第 2 項に規定する費用に係る徴収基準
- (2) 静岡市身体障害者福祉法施行細則第 25 条第 2 項に規定する身体障害者又はその扶養義務者から徴収する費用に係る徴収基準
- (3) 静岡市知的障害者福祉法施行細則第 16 条第 2 項に規定する知的障害者又はその扶養義務者から徴収する費用に係る徴収基準

【ご意見のタイトル（項目、訂正箇所等）】 ※案(1)～(3)のどの部分に対するご意見かをお書きください。

【ご意見の内容】

- ※1 複数のご意見がある場合は、1 枚に 1 件ずつお書きください。
- ※2 いただいたご意見は、児童福祉法第 21 条の 6 に規定する障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置に関する静岡市児童福祉法施行細則第 33 条第 2 項に規定する費用に係る徴収基準等の一部改正の参考とさせていただきます。また、個人が特定できないよう編集した上で、意見の要旨を市ホームページ等で公開させていただく場合がありますので、ご了承ください。
- ※3 上記「ご意見の内容」欄に「別紙のとおり。」と記入していただき、別紙にてご提出いただくことも可能です。

ご意見、ありがとうございました。

下記あて先に、郵便かファクシミリにより送信、または直接持参してください。

《送付（問い合わせ）先》

〒420-8602 静岡市葵区追手町 5 番 1 号

静岡市役所静岡庁舎新館 1 5 階 保健福祉長寿局健康福祉部障害者支援推進課 自立支援係

[電話]221-1098 (直通) [ファクシミリ]221-1108

締切：令和 3 年 9 月 1 日（水）必着